

官報

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件
(総務三九〇)
- チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(外務四四六)
- 保安林の指定を解除する件
(農林水産一八三六、一八四四)
- 産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件(経済産業一七五)
- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通一〇三九、一〇四一、一〇四三)
- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件(同一〇四〇)
- 道路に関する件
(近畿地方整備局一一四)
- 道路に関する件(北海道開発局九四)
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(岐阜県公安委一六))
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(愛知県公安委三〇))
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(三重県公安委三七))

- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(京都府公安委一九三))
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(兵庫県公安委二四九))
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(岡山県公安委一六一))
- 特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったこと(告示(宮崎県公安委一二〇))
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 文部科学省 最高裁判所
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)
- 日本国に帰化を許可する件
(法務省告示配一五二)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

- 総務省告示第三百九十号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
令和七年十二月四日
総務大臣 林 芳正
一名 称 米国高等空輸戦術訓練センターにおける訓練実施部隊
- 二 国外派遣期間 令和七年十二月五日から令和七年十二月二十一日まで
- 三 派遣人数(概数) 三十人程度
- 四 派遣地 域 アメリカ合衆国ミズーリ州及びアリゾナ州
- 外務省告示第四百四十六号
令和七年十一月十八日にヤウンデ(カメルーン)で、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。
一 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
二 贈与額 二億円
三 署名者
日 本 側 南健太郎在チャド大使(カメルーンにて兼轄)
ジャーンルーカ・フェレラ在カメルーン事務所代表
令和七年十二月四日 外務大臣 茂木 敏充
- 農林水産省告示第八百三十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十二月四日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市南信濃木沢七〇四の一四・七〇四の二〇(以上二筆国有林)、七〇四の一七から七〇四の一九まで
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 解除の理由 指定理由の消滅
- 農林水産省告示第八百三十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十二月四日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県玉名郡和水町中十町字笹原二九八の五三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅
(次の図)は、省略し、その図面を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第八百三十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十二月四日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため
- 四 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 五 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 六 解除の理由 道路用地とするため
(次の図)は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 農林水産省告示第八百三十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十二月四日
農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 佐賀県鹿島市大字三河内字城平丁二七九の四、丁二九二の五
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県瑞浪市大湫町字深山一〇三一の六七から一〇三一の七〇まで・日吉町字霜向六四六〇の一七・六四六一の一七から六四六一の一四五まで・六四六一の一五六から六四六一の一六〇まで・六四六一の一六二・六四六一の一六三・字川平七三〇六の四一九・七三〇六の四二〇・七三〇七の一〇〇・七三〇七の一八七・七三〇七の一八九・七三〇八の七三・七三〇八の七四・字白ヶ根八二七六の四・八二七七の四・八二七八の四・八二八二の四・八二八三の四・八二九一の四・八二九二の五・八二九九の四・八三〇〇の四・八三〇三の四・八三〇四の四・八三〇五の四（以上四十七筆国有林。次の図に示す部分に限る）、日吉町字霜向六四六一の一四六・六四六一の一五四・六四六一の一五五・六四六一の一六一・字川平七三〇七の一八〇・七三〇八の七五・字白ヶ根八二九二の二（以上七筆国有林）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 ダム用地とするため
 （次の図）は、省略し、その図面を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県可児市下切谷迫間入会字番入堂二の五
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百四十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県可児市下切谷迫間入会字番入堂二の五
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百四十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県加茂郡東白川村神土字白草四二〇の一六
 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百四十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 宮崎県西都市大字上揚字巻之木浦三〇四の二三、三〇四の二四
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百四十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 令和七年十二月四日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 解除に係る保安林の所在場所 宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字折戸一〇二の四二（国有林）
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 解除の理由 道路用地とするため

○経済産業省告示第百七十五号
 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。
 令和七年十二月四日

経済産業大臣 赤澤 亮正
 公益社団法人日本水道協会
 一 登録の更新年月日及び登録番号 令和七年十一月二十一日 040502
 二 登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 公益社団法人日本水道協会 東京都千代田区九段南四丁目8番9号 理事長 青木 秀幸

登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分
 一般機械、鉄鋼、非鉄金属、化学

農林水産大臣 鈴木 憲和

四 登録の更新を受けた者が認証を行う区域 日本、中華人民共和国、タイ王国、台湾
 五 登録の更新を受けた者が認証を行う事務所 の名称及び所在地
 公益社団法人日本水道協会 検査部 東京都千代田区九段南四丁目8番9号

○国土交通省告示第千三百三十九号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
 令和七年十二月四日

国土交通大臣 金子 恭之
 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 小網沢川
 二 砂防法第二条の土地の表示 長野県埴科郡坂城町大字上平の区域内の土地のうち、次の一点から百点までを順次結んだ線及び一点と百点を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 点 | 北緯 | 東経 |
|----|----------------|-----------------|
| 1 | 36°25'49.5683" | 138°10'43.8918" |
| 2 | 36°25'48.8103" | 138°10'42.8868" |
| 3 | 36°25'48.0053" | 138°10'41.9378" |
| 4 | 36°25'47.2503" | 138°10'41.2850" |
| 5 | 36°25'46.3563" | 138°10'40.6548" |
| 6 | 36°25'45.6963" | 138°10'40.0068" |
| 7 | 36°25'44.9253" | 138°10'39.1428" |
| 8 | 36°25'44.4063" | 138°10'38.8698" |
| 9 | 36°25'43.7583" | 138°10'38.5218" |
| 10 | 36°25'43.3933" | 138°10'38.0728" |
| 11 | 36°25'43.2004" | 138°10'37.8771" |
| 12 | 36°25'41.8504" | 138°10'35.4124" |
| 13 | 36°25'41.1572" | 138°10'31.1698" |

| | | |
|----|----------------|-----------------|
| 14 | 36°25'41.7995" | 138°10'29.9730" |
| 15 | 36°25'41.6674" | 138°10'29.2807" |
| 16 | 36°25'41.1784" | 138°10'27.8817" |
| 17 | 36°25'40.9704" | 138°10'27.3711" |
| 18 | 36°25'40.5806" | 138°10'26.9668" |
| 19 | 36°25'40.5350" | 138°10'25.7645" |
| 20 | 36°25'40.5585" | 138°10'25.5611" |
| 21 | 36°25'39.0544" | 138°10'23.9056" |
| 22 | 36°25'38.5055" | 138°10'22.9616" |
| 23 | 36°25'37.4755" | 138°10'20.9306" |
| 24 | 36°25'37.2915" | 138°10'20.1806" |
| 25 | 36°25'37.2925" | 138°10'19.5796" |
| 26 | 36°25'36.0985" | 138°10'17.5675" |
| 27 | 36°25'35.9465" | 138°10'15.9515" |
| 28 | 36°25'35.8105" | 138°10'15.7185" |
| 29 | 36°25'35.5355" | 138°10'14.8705" |
| 30 | 36°25'34.9906" | 138°10'12.9105" |
| 31 | 36°25'34.8536" | 138°10'11.8125" |
| 32 | 36°25'33.6666" | 138°10'09.8315" |
| 33 | 36°25'32.7866" | 138°10'08.2415" |
| 34 | 36°25'32.3916" | 138°10'07.2834" |
| 35 | 36°25'32.2396" | 138°10'05.9424" |
| 36 | 36°25'32.1716" | 138°10'05.7594" |
| 37 | 36°25'31.1166" | 138°10'04.8294" |
| 38 | 36°25'30.4456" | 138°10'03.5374" |
| 39 | 36°25'30.3896" | 138°10'03.1734" |
| 40 | 36°25'30.2586" | 138°10'01.8894" |
| 41 | 36°25'30.0406" | 138°10'01.3394" |
| 42 | 36°25'29.0156" | 138°10'00.7524" |

| | | |
|----|----------------|-----------------|
| 43 | 36°25'28.0486" | 138°09'59.8144" |
| 44 | 36°25'27.4446" | 138°09'58.4473" |
| 45 | 36°25'27.0446" | 138°09'57.8153" |
| 46 | 36°25'25.9867" | 138°09'57.3833" |
| 47 | 36°25'25.8917" | 138°09'57.2923" |
| 48 | 36°25'25.4457" | 138°09'56.7933" |
| 49 | 36°25'24.6117" | 138°09'55.2183" |
| 50 | 36°25'23.7897" | 138°09'54.1373" |
| 51 | 36°25'23.1777" | 138°09'52.2632" |
| 52 | 36°25'21.4047" | 138°09'48.3662" |
| 53 | 36°25'22.9057" | 138°09'47.6012" |
| 54 | 36°25'24.5747" | 138°09'51.4923" |
| 55 | 36°25'25.1527" | 138°09'53.2993" |
| 56 | 36°25'25.8047" | 138°09'54.0143" |
| 57 | 36°25'26.6846" | 138°09'55.7373" |
| 58 | 36°25'28.7597" | 138°09'56.8533" |
| 59 | 36°25'29.3587" | 138°09'58.3133" |
| 60 | 36°25'31.2096" | 138°10'00.3834" |
| 61 | 36°25'31.5866" | 138°10'01.1234" |
| 62 | 36°25'31.7656" | 138°10'02.6244" |
| 63 | 36°25'32.2336" | 138°10'03.6734" |
| 64 | 36°25'33.2896" | 138°10'04.6604" |
| 65 | 36°25'33.4666" | 138°10'05.0264" |
| 66 | 36°25'33.5356" | 138°10'05.6605" |
| 67 | 36°25'33.6866" | 138°10'06.7335" |
| 68 | 36°25'33.8266" | 138°10'07.1345" |
| 69 | 36°25'34.7206" | 138°10'08.6985" |
| 70 | 36°25'35.8646" | 138°10'10.4955" |
| 71 | 36°25'36.2726" | 138°10'11.6375" |

| | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 72 | 36°25'36.2946" | 138°10'12.4045" |
| 73 | 36°25'37.4285" | 138°10'15.0466" |
| 74 | 36°25'37.4565" | 138°10'16.9096" |
| 75 | 36°25'38.6015" | 138°10'19.0076" |
| 76 | 36°25'38.7045" | 138°10'19.8206" |
| 77 | 36°25'39.7135" | 138°10'21.8916" |
| 78 | 36°25'41.0819" | 138°10'22.3173" |
| 79 | 36°25'43.4382" | 138°10'25.6509" |
| 80 | 36°25'43.6406" | 138°10'26.6352" |
| 81 | 36°25'42.6666" | 138°10'27.4392" |
| 82 | 36°25'42.6149" | 138°10'27.4429" |
| 83 | 36°25'43.0404" | 138°10'28.6667" |
| 84 | 36°25'43.0944" | 138°10'28.9737" |
| 85 | 36°25'43.3614" | 138°10'30.3317" |
| 86 | 36°25'43.6754" | 138°10'31.8487" |
| 87 | 36°25'43.9843" | 138°10'33.2717" |
| 88 | 36°25'43.9984" | 138°10'33.5180" |
| 89 | 36°25'44.1672" | 138°10'34.4249" |
| 90 | 36°25'45.0723" | 138°10'35.6901" |
| 91 | 36°25'45.3134" | 138°10'37.0599" |
| 92 | 36°25'45.4703" | 138°10'37.1367" |
| 93 | 36°25'46.6273" | 138°10'38.2097" |
| 94 | 36°25'47.0003" | 138°10'38.8427" |
| 95 | 36°25'48.0283" | 138°10'39.5827" |
| 96 | 36°25'48.1163" | 138°10'39.6828" |
| 97 | 36°25'48.8583" | 138°10'40.4057" |
| 98 | 36°25'49.2103" | 138°10'40.8377" |
| 99 | 36°25'49.5483" | 138°10'41.1867" |
| 100 | 36°25'50.6913" | 138°10'42.7108" |

○国土交通省告示第千四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小網沢川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
昭和四十一年建設省告示第千五百五十三号で指定した小網沢川に掲げる土地の区域
- 一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
小網沢川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
令和五年国土交通省告示第九百四十六号で指定した同号五に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岩の目の沢
 - 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を令和四年国土交通省告示第八百十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
- 岩手県花卷市大迫町亀ヶ森第一地割

一〇番一 一号から三号まで

一〇番一〇 四号及び五号

九番四 六号、十二号及び十三号

六番二 七号

一五番九 八号

七番九 九号

七番八 十号及び十一号

八番一 十四号から二十一号まで

○国土交通省告示第千四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下仏谷川
- 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第二百二十四号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県岩美郡岩美町大字長谷

字中土居 八六三番 一号

八六二番 二号、三号及び十六号

八六一番 四号

八七〇番 五号から七号まで

八七二番 十一号

八五四番 十二号

八五五番 十三号

八六一番二 十四号

八五七番 十五号

字状ヶ谷 一一一八番 八号

一一二三番 九号

字家ノ上三 一一二番 十号

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水六川

二 砂防法第二条の土地の表示

イ 次に掲げる土地

鳥取県西伯郡大山町飯戸

字上三上ノ山 八一八番

八一三〇番

八一三番から八一五番まで

八一五番一

八一五番三

八一六番

八一九番及び八四〇番

八四一番一から八四一番三まで

口 次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡大山町飯戸
字上ノ山 七〇七番 一号

七五一番 九号

七五二番 十号及び十二号

七〇六番 十一号

地先道路敷 十三号

七五〇番 二号及び三号

字上ミ上ノ山 八四五番 四号

八四一番三 四号

八一九番 五号及び六号

八一九番 七号及び八号

三(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
葵西谷川

三(二) 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県倉吉市葵町
字惣田山 三四四一番 一号から三号まで

鳥取県倉吉市仲ノ町
字打吹山 三四四五番一 四号から七号まで

○国土交通省告示第千四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するの

で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺ヶ谷川

二 砂防法第二条の土地の表示

高知県高岡郡四万十町志和の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千七十七号で指定した寺ヶ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

26 33° 13' 58.4517" 133° 14' 50.1633"

| 区 | 北緯 | 東経 |
|----|------------------|-------------------|
| 1 | 33° 13' 58.5472" | 133° 14' 50.0003" |
| 2 | 33° 13' 58.7033" | 133° 14' 50.1082" |
| 3 | 33° 13' 58.7755" | 133° 14' 50.1285" |
| 4 | 33° 13' 58.8323" | 133° 14' 50.1219" |
| 5 | 33° 13' 58.9173" | 133° 14' 50.0347" |
| 6 | 33° 14' 00.2417" | 133° 14' 49.7578" |
| 7 | 33° 14' 00.7024" | 133° 14' 49.8563" |
| 8 | 33° 14' 00.8078" | 133° 14' 48.6766" |
| 9 | 33° 14' 01.1727" | 133° 14' 48.0001" |
| 10 | 33° 14' 01.5779" | 133° 14' 47.6332" |
| 11 | 33° 14' 02.1941" | 133° 14' 47.3570" |
| 12 | 33° 14' 02.7945" | 133° 14' 47.5878" |
| 13 | 33° 14' 03.7382" | 133° 14' 49.0742" |
| 14 | 33° 14' 05.4416" | 133° 14' 48.6151" |
| 15 | 33° 14' 05.4044" | 133° 14' 49.0085" |
| 16 | 33° 14' 03.7315" | 133° 14' 50.7123" |
| 17 | 33° 14' 03.1712" | 133° 14' 50.9232" |
| 18 | 33° 14' 02.7927" | 133° 14' 50.4745" |
| 19 | 33° 14' 01.6967" | 133° 14' 50.9239" |
| 20 | 33° 14' 01.2141" | 133° 14' 50.8285" |
| 21 | 33° 14' 00.3545" | 133° 14' 50.3612" |
| 22 | 33° 14' 00.0006" | 133° 14' 50.2980" |
| 23 | 33° 13' 59.4702" | 133° 14' 50.3560" |
| 24 | 33° 13' 58.9714" | 133° 14' 50.4054" |
| 25 | 33° 13' 58.7074" | 133° 14' 50.4181" |
| 26 | 33° 13' 58.4517" | 133° 14' 50.1633" |

○近畿地方整備局告示第百四十四号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月四日
近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類 一般国道
路線名 四十二号
道路の区域

区 間

和歌山市西高松二丁目七四番三から同市西高松二丁目三一九番四まで

四 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月四日
北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道
路線名 三百三十六号
道路の区域

区 間

北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内

四 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子

一 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前
指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前
指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

変更前
敷地の幅員 延長
一六・二〇〇〇三三・一〇〇〇〇〇三七

変更後
敷地の幅員 延長
一六・五〇〇三三・一〇〇〇〇〇三七

変更前
敷地の幅員 延長
一八・七五〇三五・〇〇〇一七二

変更後
敷地の幅員 延長
一八・八〇〇六五・〇〇〇一七二

○愛知県公安委員会告示第三十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

愛知県公安委員会委員長 中尾 友紀

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前
指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前
指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

○三重県公安委員会告示第三十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

一 特定抗争指定暴力団等
令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

○京都府公安委員会告示第九十三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

京都府公安委員会委員長 池坊 由紀

一 特定抗争指定暴力団等
令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第六十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第六十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百四十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

○岡山県公安委員会告示第六十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岡山県公安委員会委員長 大土 弘

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第二百二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

一 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第四百号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第四百号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年十二月七日まで

変更後

指定の期限 令和八年三月七日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

児童発達支援管理責任者の現場運用の在り方に関する質問主意書（八幡愛提出）

旅費法改正の理念と実効性に関する質問主意書（八幡愛提出）

政府の経済財政運営の基本的な方針に関する質問主意書（落合貴之提出）

答弁書受領

十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出太陽光発電と建築基準法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出スルガ銀行及びSBIアルヒの不正融資問題に関する行政横断的対応及び被害者救済の実効性確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出戦争史料が散逸しないための戦争博物館設立等に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

十二月三日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第七号

令和七年十二月三日（水曜日）

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件（令和六年度決算の概要について）

第二 愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆議院提出）

第三 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第七 日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第八 日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

第九 日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

議案受領（予備審査）
十二月二日衆議院から次の議案が送付された。国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案（黒石宇洋外八名提出）（衆第七号）
政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外八名提出）（衆第八号）
質問主意書提出
十二月二日議員から次の質問主意書が提出された。
要介護認定に係る制度の改善に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第五八号）
答弁書受領
十二月二日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員辻元清美提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁における「戦艦」の意義等に関する質問に対する答弁書（第四九号）
参議院議員辻元清美提出高市内閣総理大臣の「台湾有事」答弁と日中平和友好条約との関係に関する質問に対する答弁書（第五〇号）
参議院議員石垣のりこ提出消費税のいわゆる「益税」に関する質問に対する答弁書（第五一号）
報告書提出
十二月二日委員長から次の報告書を提出した。愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第五号）審査報告書
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書
日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書
日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

人事異動

文部科学省
伊藤 聡子 貞広 齋子 高橋 美紀（杉村 美紀）
田中 宝紀 片岡 真実 黒川 廣子
田中 正之 井上 勝之 治部れんげ
天方 博章 小守林 望子 木下さおり
大竹 尚登 川村 泰久 船越 健裕
増子 宏 北山 浩士 永岡 桂子
宮内 秀樹 三原じゅん子
日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）
願に依り日本ユネスコ国内委員会委員を免ずる（各通）（以上十二月一日）

最高裁判所
大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事・大津簡易裁判所判事 小倉 哲浩
大阪高等裁判所に補する
大阪簡易裁判所に補する
松山地方裁判所判事兼松山家庭裁判所判事・松山簡易裁判所判事 福田 修久
大津地方裁判所判事に補する
大津地方裁判所判事を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所判事に補する

判事兼簡易裁判所判事 山地 修
松山地方裁判所に補する
松山地方裁判所判事を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所判事を命ずる
松山簡易裁判所に補する
松山簡易裁判所判事を命ずる
松山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横田 昌紀
簡易裁判所判事兼判事 堺簡易裁判所に補する
堺簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪地方裁判所に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪地方裁判所堺支部長を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事 上田 賀代
大阪地方裁判所に補する
大阪地方裁判所判事を命ずる（以上十一月二十三日）
判事兼簡易裁判所判事 南 宏幸
東京高等裁判所に補する
東京簡易裁判所に補する
同 今井和桂子
横浜家庭裁判所に補する
横浜家庭裁判所相模原支部勤務を命ずる
兼ねて横浜地方裁判所に補する
横浜地方裁判所相模原支部勤務を命ずる
相模原簡易裁判所に補する
同 片瀬 亮
那覇地方裁判所に補する
那覇地方裁判所判事を命ずる
兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所に補する
東京地方裁判所に補する
東京地方裁判所判事 大久保直輝
盛岡地方裁判所に補する
兼ねて盛岡地方裁判所二戸支部勤務を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
兼ねて盛岡家庭裁判所二戸支部勤務を命ずる
盛岡簡易裁判所に補する
東京地方裁判所に補する
東京地方裁判所判事 野原もなみ
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
同 小谷 侑也
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
同 佐々木悠士
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

盛岡地方裁判所判事補兼盛岡家庭裁判所判事補・盛岡簡易裁判所判事 藤原 弓子
盛岡地方裁判所二戸支部の兼務を免ずる
盛岡家庭裁判所二戸支部の兼務を免ずる（以上十二月一日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事石川恭司は十一月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲
（東京大学名誉教授）
正四位に叙する 板倉 恒夫 川内 實
正五位に叙する 白方 昭 立山 司
正六位に叙する（各通） 荒井 學 伊波 國芳 金田 治久
高井 隆明 鶴岡 政男 永井 準一
長谷川 周 平澤 清美
従六位に叙する（各通）
従七位に叙する 小原 正七 藤本 正幸
従七位に叙する（各通）（以上十月二十七日）
長澤 俊文
（国立大学法人職員）
従四位に叙する（各通） 鈴木 泰助 新田 重清
従五位に叙する（各通） 岸本 宗一 塩畑 育男 藤澤 信弘
藤本 尚武 政岡 正司
正六位に叙する（各通） 内海 俊英 小野塚 充 倉田 宏
小林 尚文 小松 俊寛 須藤 力
西谷内和良 矢野 正 美澤 貴光
森 松造 林野 隆正 山本 芳春
吉岡 武 渡邊 信行
従六位に叙する（各通） 佐藤 肥 長尾 宣之
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上十月二十八日） 泉 幸伸 浪岡 信男
従四位に叙する（各通） 平井 誠義

正五位に叙する
大澤 瞳 川元 健次 佐久本 茂美
外川内 章 中尾 晃児 原 賢治
藤田 凌史 山田 昭典

正六位に叙する(各通)
安見 勉 岩田 智 小林 秀範
米須 清春 下川 興一郎 新谷 喜保
高橋 章 並木 勲 萩本 哲
早藤 登 松井 久治 丸山 文雄
森本 良松

従六位に叙する(各通)
大石 正巳 久高 将和
高橋 克巳 星 久夫

正七位に叙する(各通)
菊池 瑞穂 島上 大典
早瀬川 篤 古木 賢治

従七位に叙する(各通)(以上十月二十九日)
山本 克彦

従七位に叙する(十月三十一日)

○叙勲
川内 實 白方 昭 長谷川 周
瑞宝双光章を授ける(各通)
伊波 國芳 岡田 武司
小原 正七 藤本 正幸
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上十月二十七日)
(国立大学法人職員) 舟川 晋也

瑞宝中綬章を授ける
長尾 宣之 西谷内 和良 林 正
藤澤 信弘 政岡 正司 渡邊 信行

瑞宝双光章を授ける(各通)
長内 密 小野塚 充 徳永 春雄
浪岡 信男 美澤 貴光

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上十月二十八日)
岩田 智 久高 将和 佐久本 茂美
新谷 喜保 外川内 章 原 賢治
藤田 凌史 松井 久治

瑞宝双光章を授ける(各通)
安見 勉 川代 勝利 武田 研造
田中 富士雄 萩本 哲 早瀬川 篤
古木 賢治

瑞宝単光章を授ける(各通)(以上十月二十九日)
永田 雅晴 逸見 宏道

瑞宝双光章を授ける(各通)(十月三十日)
山本 克彦

瑞宝単光章を授ける(十月三十一日)
小鷹 昭雄

瑞宝単光章を授ける(十一月二日)

報官

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、和歌山労働局の関係事業主を代表する者松本卓也の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和31年政令第248号)第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦された。

令和7年12月4日
厚生労働大臣 上野賢一郎 記

- 1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、和歌山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 3 推薦締切日 令和7年12月15日
- 4 推薦書及び添付書類提出先 和歌山労働局労働基準部労災補償課

様式
令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名
参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備考 |
|----|----|-------------|----|----|
| | | | | |

- 註1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。
- (備考)
1 提出部数は正副2通とすること。
2 履歴書2通を添付すること。

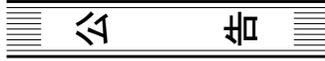
労務大臣の任命

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
令和七年十一月四日 労務大臣 平口 洋
住所 東京都江東区
レニー・アスマン 平成2年9月4日生
住所 奈良市
ジン・ペラン・タナンゴナン 昭和35年2月19日生
住所 三重県伊勢市
侯霄強 昭和60年10月8日生
侯百応 平成23年12月15日生
侯百鳴 平成28年11月25日生
住所 千葉県柏市
王宇飛 昭和60年4月24日生
王柚以 平成27年1月24日生
住所 東京都足立区
金文成 平成8年1月24日生
住所 川崎市多摩区
丁鵬飛 昭和61年3月28日生
呉洪艶 昭和57年9月27日生
丁新異 平成27年7月10日生
住所 群馬県渋川市
王国慶 平成10年8月11日生
住所 山形県東村山郡中山町
楊毅 昭和50年7月26日生
住所 東京都品川区
張嘯宇 平成10年4月23日生
住所 東京都足立区
蕭喬丹 平成10年2月23日生
住所 大阪市西区
金紀樹 平成2年1月23日生
住所 大阪府箕面市
呉洋淑 昭和28年9月28日生
住所 堺市堺区
盧順姫 昭和50年6月30日生

住所 大阪市西淀川区
朴成美 平成5年10月23日生
住所 堺市西区
金久美子 昭和33年2月28日生
住所 大阪府柏原市
南基弘 昭和57年12月25日生
住所 東京都渋谷区
インファント・ステファニー・アルマリネズ・カティグバク・ノザキ 平成10年6月15日生
住所 東京都中野区
ラジープ・カルキ 昭和56年8月4日生
サリカ・ダンゴル 昭和58年5月22日生
アライナ・カルキ 平成26年2月12日生
アレックス・カルキ 平成30年12月20日生
住所 福島市
ディーシアング・プーリワット 平成19年5月1日生
住所 仙台市泉区
常鵬 昭和58年7月22日生
孟熙 昭和59年3月19日生
常大悟 平成25年11月5日生
常大航 平成30年4月17日生
住所 福井市
サイフル・イスラム 平成8年3月4日生
タスフィヤ・イスラム 令和5年9月17日生
住所 三重県亀山市
ダワ・シェルバ 昭和63年3月8日生
住所 三重県鈴鹿市
ピアンカ・サユリ・ヤダ 平成11年10月28日生
住所 千葉県船橋市
ヘーワー・ナンピガンダゲー・ワジラ・プラサンジット 昭和59年4月2日生
ヘーワー・ナンピガンダゲー・メトゥリ・ラヌリャ 平成27年1月13日生
ヘーワー・ナンピガンダゲー・シオン 令和4年9月13日生
住所 千葉県船橋市
朴順子 昭和49年7月10日生
住所 山形県南陽市
金泰祚 昭和44年7月16日生
住所 東京都杉並区
李如一 昭和55年3月8日生
住所 相模原市中央区
陳丹陽 平成6年10月11日生
住所 北海道富良野市
蒙川川 昭和63年8月8日生
姚永芳 平成元年5月6日生

住所 静岡県伊東市
ケン・マナンタン 平成12年1月15日生
住所 大阪府東淀川区
趙広美 昭和49年7月26日生
住所 東京都大田区
アルナ・グルン 平成8年2月12日生
住所 東京都北区
朱恒穎 平成6年4月1日生
住所 東京都荒川区
左情恩 昭和54年6月9日生
住所 東京都渋谷区
徐林 平成2年5月10日生
住所 川崎市麻生区
張媛 昭和55年7月8日生
魯舜平 平成20年10月27日生
魯舜嘉 平成29年11月1日生
住所 新潟県新発田市
モハメド・カデムル・イスラム 昭和57年1月4日生
マンハ・イスラム 平成22年11月2日生
マハシン・イスラム 平成27年11月26日生
住所 兵庫県西宮市
趙彩花 平成14年3月25日生
住所 兵庫県尼崎市
何茉琦 昭和56年12月31日生
住所 愛知県豊田市
ナレンドラ・グルン 昭和63年9月17日生
ヌエス・グルン 平成20年4月6日生
ユネロ・グルン 平成25年1月10日生
住所 愛知県長久手市
ローランド・ジュード・デリマ・マカセロ 平成2年2月24日生
住所 東京都中野区
劉筱嫻 平成5年9月29日生
住所 東京都葛飾区
崔瀟 平成6年11月6日生
住所 京都市北区
ラランブザツプ・ナリアンザ・ブルルニアイナ 平成6年10月2日生
住所 京都市伏見区
シバ・スベディ 平成元年10月30日生
シリヤンス・スベディ 令和5年12月2日生
住所 大阪府吹田市
李霞 昭和63年12月17日生
趙子翔 平成25年10月13日生
趙梓茹 令和4年12月8日生
住所 福岡市東区
アナタ・ボカレル 平成7年12月15日生
住所 愛知県東海市
スジャナ・ガレ 平成9年9月26日生

住所 東京都江戸川区
汪洋 平成6年3月18日生
住所 神奈川県海老名市
洪彦星 平成元年9月9日生
洪夕葵 平成29年7月21日生
洪霖旭 令和3年2月25日生
住所 東京都町田市
趙涌 平成2年6月27日生
住所 静岡県藤枝市
諸信一 昭和43年3月20日生
諸明子 昭和47年10月9日生
住所 東京都板橋区
金徹守 平成2年3月2日生
住所 広島市安芸区
朴鑽旭 平成7年7月19日生



鑑 冊 票

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第5040号

長野市大字南長野野町597番地5
申立人 長野県信用保証協会
本籍長野県伊那市東春近7789番地1、最後の住所長野県伊那市東春近7789番地1、死亡の場所長野県伊那市、死亡年月日令和6年6月18日、出生の場所富山県下新川郡朝日町、出生年月日昭和41年6月1日、職業不明
被相続人 亡 小嶋 英司
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8757番地
相続財産清算人 司法書士 野澤 賢一
催告期間満了日 令和8年6月10日
長野家庭裁判所伊那支部

令和7年(家)第9077号

秋田市桜台3丁目10番8号
申立人 高橋 知美
本籍秋田県秋田市広面字川崎122番地4、最後の住所秋田市広面字川崎122番地4、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年11月4日、出生の場所秋田県能代市、出生年月日昭和22年10月28日、職業無職
被相続人 亡 柴田 忠雄

秋田市川尻総社町6番3号 加藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 謙
催告期間満了日 令和8年6月5日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第30356号

千葉市美浜区真砂2丁目23番地
申立人 検見川アートホームズ管理組合
本籍千葉県千葉市美浜区真砂2丁目23番、最後の住所千葉市美浜区真砂2丁目23番5棟404号、死亡の場所千葉県千葉市美浜区、死亡年月日令和5年3月29日頃、出生の場所愛知県名古屋市中村区、出生年月日昭和31年4月15日、職業不明
被相続人 亡 本川 康昭
事務所千葉市中央区中央2丁目9番8号 千葉広小路ビル7階 千葉第一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉田 勲
催告期間満了日 令和8年6月12日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第6057号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍長崎県佐世保市黒髪町712番地15、最後の住所長崎県佐世保市黒髪町712番地15、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和3年10月10日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和22年10月26日、職業不明
被相続人 亡 團 善生
長崎県佐世保市白南風町1番13号 JR九州佐世保ビル3階 佐世保フロンティア法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡会 祐二
催告期間満了日 令和8年6月9日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和7年(家)第3152号

熊本県宇城市松橋町大野85番地
申立人 宇城市
本籍熊本県宇城市小川町新田出73番地、最後の住所熊本県宇城市小川町新田出75番地3、死亡の場所熊本県熊本市南区、死亡年月日令和3年12月12日、出生の場所熊本県宇土市、出生年月日昭和19年1月8日、職業会社員、農業
被相続人 亡 永木 道明
熊本県宇土市栄町141番地
相続財産清算人 司法書士 中山 貴博
催告期間満了日 令和8年6月15日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第35号

熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島3483番地の4
申立人 有限会社白浜産業
本籍熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島又2594番地、最後の住所熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島3438番地4、死亡の場所熊本県上天草市、死亡年月日令和6年6月8日、出生の場所熊本県上天草郡、出生年月日昭和9年11月9日、職業無職
被相続人 亡 白濱 喜利
事務所熊本県熊本市北区植木町大和43-1
相続財産清算人 弁護士 古城 里美
催告期間満了日 令和8年6月13日
熊本家庭裁判所天草支部

令和7年(家)第1695号

北海道帯広市東8条南21丁目6番地9、事務所北海道帯広市東12条南6丁目1番地3 TOWN7 C-2 中原正樹法律事務所
申立人 弁護士 中原 正樹
本籍北海道帯広市西17条南4丁目4番地、最後の住所北海道中川郡幕別町札内桜町87番地の11札内グリーンハイツ202号室、死亡の場所北海道帯広市、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所北海道河東郡音更村、出生年月日昭和20年6月2日、職業無職
被相続人 亡 菊地 勝正
北海道帯広市東8条南21丁目6番地9、事務所北海道帯広市東12条南6丁目1番地3 TOWN7 C-2 中原正樹法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中原 正樹
催告期間満了日 令和8年6月19日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年(家)第465号

東京都港区東新橋1丁目9番1号
申立人 アコム株式会社
本籍青森県八戸市大字中居林字綿ノ端1番地1、最後の住所青森県八戸市大字中居林字綿ノ端1番地1、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成29年12月15日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和30年12月29日、職業不明
被相続人 亡 中居 雄作
青森県八戸市大字廿三日町39番地 東奥朝日ワークステーション3階法律事務所グッドカンパセッション
相続財産清算人 弁護士 下川原利也
催告期間満了日 令和8年6月12日
青森家庭裁判所八戸支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第980号

愛知県西尾市花ノ木町1丁目18番地エイトビル4F花の木法律事務所

申立人 中根 雄志

本籍愛知県西尾市中畑町南側20番地、最後の住所愛知県西尾市中畑町南側20番地、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日平成31年4月21日、出生の場所愛知県幡豆郡平坂町、出生年月日昭和5年7月13日、職業不動産賃貸業被相続人 亡 稲垣淳一郎

催告期間満了日 令和8年6月22日

名古屋家庭裁判所岡崎支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(へ)第3号

神戸市東灘区岡本3丁目8番20号

申立人 西岡 五郎

権利の届出の終期 令和8年3月4日

令和7年11月19日 神戸簡易裁判所

(別紙) 目録

1 土地の表示

(1)所在 南あわじ市松帆慶野字南原

地番 753番2

地目 山林

地積 421平方メートル

(2)所在 南あわじ市松帆慶野字南原

地番 754番

地目 山林

地積 857平方メートル

(3)所在 南あわじ市松帆慶野字南原

地番 754番1

地目 山林

地積 184平方メートル

2 登記年月日番号 神戸地方務局洲本支局昭和37年9月24日受付第3247号

3 登記した権利の内容

登記の目的 抵当権設定

原因 昭和37年9月20日金銭消費貸借同日設定

債権額 金80万円

損害金 年3割6分

債務者 神戸市須磨区月見山本町二丁目128番地

西岡 五平

抵当権者 神戸市兵庫区荒田町一丁目90番地

持分2分の1

浅野 志ふ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第597号

兵庫県神戸市兵庫区三川口町3丁目6番13—503号

申立人 三谷 文男

本籍兵庫県神戸市兵庫区門口町21番地4、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区三川口町3丁目6番13—503号

不在者 三谷 弘子

昭和8年4月8日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第10264号

和歌山県橋本市紀見ヶ丘3丁目13番3号

申立人 長畑 道昭

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野元町65番地、最後の住所和歌山県橋本市紀見ヶ丘3丁目13番3号

不在者 長畑喜久子

昭和5年1月3日生

届出期間満了日 令和8年3月17日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第88号

山口県光市中島田3丁目15番7号

申立人 通山 光弘

本籍山口県光市中島田3丁目2337番地2、最後の住所山口県光市中島田3丁目15番7号

不在者 通山 佳子

昭和39年1月23日生

届出期間満了日 令和8年3月31日

山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第174号

徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉46番地

申立人 千川 洋介

本籍徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉46番地、最後の住所徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉46番地

不在者 千川 佳孝

昭和43年3月17日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

徳島家庭裁判所

令和7年(家)第806号

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町3—10—4ルーナK・コート201

申立人 安瀬 光幸

本籍埼玉県川口市大字安行慈林905番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行慈林905番地

不在者 安瀬 利道

昭和24年6月2日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第5021号

大阪府大阪市旭区赤川4丁目29番—103号

申立人 杉山 亭子

国籍韓国、最後の住所不明

不在者 金 健一

西暦1952年4月28日生

届出期間満了日 令和8年3月16日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第542号

島根県出雲市湖陵町二部2105番地

申立人 野津 則明

本籍島根県出雲市湖陵町二部2105番地、最後の住所大阪府堺市甲斐町東3丁目5

不在者 野津 誠

昭和12年6月19日生

届出期間満了日 令和8年3月22日

大阪家庭裁判所堺支部

失踪宣告

令和7年(家)第73号

本籍福島県田村市滝根町菅谷字作田下235番地、最後の住所福島県滝根町菅谷字作田下235番地

不在者 佐藤謙一郎

昭和22年11月3日生

令和7年11月18日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

令和6年(家)第1472号

本籍茨城県結城市大字小森121番地、最後の住所埼玉県川口市芝1丁目7—7

不在者 粕谷 浩平

昭和55年2月5日生

令和7年11月18日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第923号

本籍神奈川県藤沢市辻堂2丁目1182番地、最後の住所神奈川県藤沢市辻堂2丁目1182番地メゾンホワイトコート

不在者 永尾 信介

昭和42年9月26日生

令和7年11月18日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第236号

本籍静岡県焼津市上泉180番地、最後の住所川崎市宮前区東有馬4丁目1番1号

不在者 多々良幸夫

昭和21年7月20日生

令和7年11月14日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第1128号

本籍埼玉県入間郡越生町大字越生701番地、最後の住所大阪府大阪市中央区安堂寺町2丁目6番26号カルムイン長堀712号

不在者 瀧本 真也

昭和48年8月25日生

令和7年11月18日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第44号

本籍大分県国東市国東町富来浦2204番地、最後の住所大分県国東郡国東町大字富来浦2204番地

不在者 木村 守

昭和8年3月1日生

令和7年11月15日失踪宣告審判確定

大分家庭裁判所杵築支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ハ)第1号

茨城県ひたちなか市新光町18番地
申立人 株式会社東海三友鋼機
代表者代表取締役 椎名 正明
権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月11日
令和7年11月14日 神奈川簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BA046536
金額 521,400円
支払期日 令和7年8月31日
支払地 神奈川県横浜市
支払場所 株式会社みずほ銀行鶴見駅前支店
振出日 令和7年4月28日
振出地 神奈川県横浜市
振出人 アスク・サンシンエンジニアリング株式会社 代表取締役 加藤 正明
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(ハ)第2号

次の申立人らの申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったため、前記権利は失権する。

高知県吾川郡いの町枝川1117番地12
申立人 関 真知子
高知県吾川郡いの町枝川1117番地11
申立人 関 佳隆
高知県高知市西秦泉寺245番地2
申立人 関 優有
同法定代理人親権者母 関 有理佳
権利の届出の終期 令和7年10月28日
令和7年10月31日 高知簡易裁判所

(別紙) 目録
(1)土地 高知県吾川郡いの町枝川字大部1117番11宅地 165.00平方メートル
(2)登記年月日番号 高知地方法務局平成14年11月7日受付第8901号
(3)登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 平成14年10月20日設定
借賃 1月3,000円
支払期 毎月末日
存続期間 平成14年11月1日から5年間
賃借権者 吾川郡伊野町枝川1117番地11 持分2分の1
韓 学利

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第1340号

最後の住所 宮城県石巻市あけぼの北1丁目2番地12
債務者 亡伊藤栄作相続財産
相続財産清算人 伊藤 康弘
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小野寺友宏
4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前11時10分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第42号

宮城県気仙沼市本吉町猪の鼻134番地の2
債務者 本吉スーツ有限公司
代表者代表取締役 三浦 信男
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 東 忠宏
4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後1時30分

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年(フ)第71号

秋田県北秋田市米代町1番48号
債務者 株式会社秋北新聞社
代表者代表取締役 三沢 一

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川田 繁幸
4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時15分

秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第200号

千葉県銚子市西芝町1番地の6
債務者 株式会社川口印刷工房
代表者代表取締役 川口 和子
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 湊 弘美
4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時30分

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第251号

長野県安曇野市穂高有明1357番地
債務者 ワイスホルン有限公司
代表者代表取締役 耳塚 訓定
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 太田 康朗
4 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時45分

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第2033号

東京都町田市図師町1696番地15
債務者 有限会社フクムラ
代表者代表取締役 福村 昭男
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 大志
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2059号

東京都東村山市久米川町1-58-2 ワークプラザ1号、商業登記簿上の本店所在地東京都武蔵村山市榎二丁目12番地の9
債務者 メルシェア株式会社
代表者代表取締役 永井 達夫

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秦 英準
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第407号

北海道茅部郡森町字尾白内町385番地
債務者 有限会社マルタケ松山水産
代表者代表取締役 松山 義幸
1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 弘末 和也
4 破産債権の届出期間 令和8年1月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時35分

函館地方裁判所

令和7年(フ)第281号

沖縄県宜野湾市嘉数1-16-10A-9
債務者 株式会社アトリエTOM
代表者代表取締役 大宜見健次
1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島袋 達志
4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時10分

破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第249号

群馬県高崎市小八木町1416番地1
債務者 エイレーネ株式会社
代表者代表取締役 岡田 和也
1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 畑 雄気
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時50分
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第848号

神戸市中央区筒井町3丁目12番5号筒井町3丁目ビル2階
債務者 日昇販売サービス株式会社
代表者代表取締役 グェン・ミン・トン

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 法隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第5466号

大阪市中央区南船場2丁目11番13号
債務者 株式会社アイティ総合研究所
代表者代表取締役 佐久間剛志

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東 信吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5571号

大阪市西区新町4丁目1番14号HK新町ビル2階
債務者 株式会社Daifuku House
代表者代表取締役 藤林 健一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 恒星
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第122号

宮城県石巻市駅前北通り4丁目7番18号コートアルファムーン1、205号
債務者 株式会社オフィSK
代表者代表取締役 遠藤桂一郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住吉 毅洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前10時30分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第538号

鹿児島市城南町10番3号
債務者 株式会社中央スポーツ
代表者代表取締役 丸山 修

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 昭広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後2時
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第2023号

さいたま市中央区上落合3丁目4番15号
債務者 エクセル株式会社
代表者代表取締役 富樫 昌之

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富澤 幸弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第228号

長野県安曇野市穂高有明2106番地19
債務者 葉総建株式会社
代表者代表取締役 赤羽 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤田 若菜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時15分
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第1002号

京都市伏見区淀本町218番地4
債務者 株式会社松村
代表者代表取締役 松村 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 輝人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時15分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第5549号

大阪市西区江戸堀1丁目22番38号
債務者 株式会社ウィングロードトラベル
代表者代表取締役 運天 常晴

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 崇裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時40分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第385号

静岡県田方郡函南町平井1250番地の16
債務者 株式会社タスカ
代表者代表取締役 秋山 桂介

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小宮山克己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第1826号

埼玉県春日部市藤塚1706番地8
債務者 株式会社ガーデンアシスト
代表者取締役 栗原 剛

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江口 裕樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時40分
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第624号

愛知県豊田市土橋町8丁目78番地 MKパレス201号室
債務者 株式会社HiLO
代表者代表取締役 岩月 大行

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高桑 美奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第998号

大阪府柏原市堂島町5番6号
債務者 SIMPLE FACTORY株式会社
代表者代表取締役 井上 歩

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大住 洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1320号

京都市伏見区羽束師鴨川町343番地の7
債務者 株式会社伏見鴨川堂
代表者代表取締役 下田 真

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神子 貴士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時45分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第774号

埼玉県越谷市花田6丁目7番地8
債務者 有限会社正美興業
代表者取締役 宇田川正美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斉藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時40分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済してはならない。

令和7年(フ)第561号

兵庫県尼崎市梶ヶ島5-1、住民票上の住所
兵庫県尼崎市杭瀬本町1丁目8番8-1103号
債務者 兼本 盛広

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾我 智史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第584号

兵庫県西宮市苦楽園四番町6番52号、前住所
大阪市鶴見区浜2丁目2番24号
債務者 岡野 次雄

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 崇行
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第117号

神奈川県厚木市戸室3丁目9番21号 マイシャトー厚木105
債務者 五十嵐博見

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 香崎 弘文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第656号

神奈川県伊勢原市沼目3丁目14番4号 第2石井ハイツ103号
債務者 鵜鷹 誠

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井田 治子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第111号

三重県四日市市采女町192番地1
債務者 岸 頼光

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小貫 陽介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第149号

広島県豊田郡大崎上島町木江99番地1
債務者 猿渡運輸こと 猿渡 正秋

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田小百合
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時45分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第96号

(前住所)北九州市小倉南区朽網東1丁目25番42号
債務者 清川 剛志(旧姓水上)

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第247号

群馬県高崎市沖町114番地2
債務者 高橋 雅之

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第367号

群馬県前橋市元総社町2丁目4番地12
債務者 喜多村 誠

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小河原 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第500号

新潟市江南区亀田向陽1丁目1番65号 向陽ハイツ1号
債務者 石山 太

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 哲平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第514号

新潟市北区高森1613番地
債務者 外山美千子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1242号

京都市伏見区深草大亀谷大山町19番地3
シャームゾン峰山106
債務者 高橋 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今西 恵梨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第261号

兵庫県宝塚市高司1丁目1番21—302号
債務者 堀 亜紀子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田尻 志麻
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第1358号

仙台市若林区中倉3丁目12番7号
債務者 岩本ひろみ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 布木 綾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第53号

宮城県登米市豊里町寿崎74番地
債務者 遠藤 俊哉(旧姓工藤)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 開莞 健次

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第184号

山形県西村山郡河北町大字田井字中曾根197番地の1
債務者 今田 涼子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 雅人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第107号

茨城県日立市田尻町4丁目33番2—206号
債務者 佐々木千奈津(旧姓菊池)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間友則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第134号

茨城県日立市東金沢町5丁目30番14号
債務者 金澤 祥子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 茂木 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第250号

群馬県高崎市貝沢町2428番地1 グレースアーバンB202号
債務者 岡田 和也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 雄気
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第703号

広島市安芸区矢野南4丁目26番21号
債務者 上 智己

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 郷平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1057号

広島県東広島市黒瀬町市飯田803番地7
債務者 清宮 正敏

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉益 伸幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第215号

広島県福山市藤江町6399番地28、旧住所広島県福山市神辺町字徳田1624番地16
債務者 工藤 恭嗣

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前9時55分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 朋顕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第96号

大分県宇佐市大字山下574番地
債務者 定行 直久

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 康利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第849号

大阪府守口市金田町1丁目47-13、住民票上の住所神戸市兵庫区福原町19番14号 井上ビル101(従前の住所)三重県桑名市大字大福308番地 コーポ藤-203
債務者 NGUYEN MINH THONG
(グエン ミン トン)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野 法隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第581号

兵庫県姫路市大津区平松403番地10
債務者 オフィス古市こと 古市真一郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第4489号

大阪府枚方市東山1丁目62-11-101、住民票上の住所大阪府枚方市船橋本町2丁目80番地
債務者 八金亭こと 川内 海也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉村 彰浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5267号

大阪府豊中市西緑丘3丁目19番10号
債務者 坂井 祐三

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中本 泰司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5467号

兵庫県宝塚市仁川高丸2丁目8番24号
債務者 佐久間剛こと 佐久間剛志

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東 信吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5572号

大阪府東大阪市柏田西1丁目5番11-301号、住民票上の住所大阪市西区立売堀5丁目3番8-202号

債務者 藤林 健一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川 恒星
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第101号

福岡県築上郡築上町大字安武984番地1 安武第3C団地56-12号

債務者 豊裕建設こと 竹本 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 大将
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第307号

金沢市福久町へ72番地1
債務者 笠原 光一

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡峰 聡一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第458号

神奈川県秦野市鶴巻北2丁目10番9号 ドレミハイツ201号

債務者 青木 拓朗

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第631号

神奈川県平塚市四之宮1丁目4番46号 テレーヌ神明205

債務者 鈴木 祐也

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甘粕 由磨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第912号

堺市東区草尾735番地4

債務者 池尾 将希

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤誠一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第2024号

さいたま市見沼区大字南中野3029番地10

債務者 富樫 昌之

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富澤 幸弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第33号

鳥取県東伯郡琴浦町大字出上398番地1

債務者 石田 大晃

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田由紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第592号

愛知県豊田市聖心町2丁目52番地1 聖心町の館303号
債務者 西村 晃平

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐橋 夕香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第436号

鹿児島市西谷山3丁目29番3号、前住所鹿児島市中山2丁目28番57号 ライフタイム103号

債務者 浦野 貴樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森崎 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第205号

新潟県長岡市希望が丘2丁目3番地2
債務者 藤田 翔

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片沼 貴志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第1003号

京都府八幡市西山和気6番地11
債務者 松村 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 輝人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1844号

大阪市福島区玉川4丁目2番5—501号
債務者 松原 真人

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田絵里子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4761号

大阪府門真市大池町22番19号 プレアール大池405号
債務者 柚木 愛

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5550号

大阪市東住吉区湯里3丁目2番2—806号
債務者 運天 常晴

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 豊田 崇裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5674号

大阪府吹田市高野台4丁目4番B93—1008号
債務者 景山電気こと 景山 孝雄

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三木真由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9号

北海道網走市字鱒浦73番地の6
債務者 山崎 修

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒永 毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和7年(フ)第166号

長崎県佐世保市船越町1398番地1 ライブリーベスト・かつらぎ 103号、前住所鹿児島県始良市永池町7番地6
債務者 原 裕貴

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 雄介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第457号

鹿児島市坂之上7丁目33番34号
債務者 俣木 亮治

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 染川 真二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第1827号

千葉県野田市平井186番地
債務者 栗原 剛

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江口 裕樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2037号

埼玉県南埼玉郡宮代町川端4丁目6番2号
リバーサイド姫宮101号
債務者 早間 学

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩佐 一基
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2560号

大阪市西淀川区野里1丁目31番20号 石井ハイツ301号室
債務者 林 信弘

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅崎 啓示

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5396号

大阪府高槻市安満東の町5番28号
債務者 中野 由衣

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 啓太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1993号

札幌市豊平区豊平4条3丁目4番7—802号
債務者 吉松 美佳

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安部 真弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第88号

石川県能美市泉台町南152番地2
債務者 内山 瑞希

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飴山 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和7年(フ)第549号

愛知県岡崎市上六名3丁目9番地1 D—305
債務者 杉浦 正義

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻井 敬子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第601号

愛知県豊田市青木町4丁目92番地
債務者 杉山 崇

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本みさ紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時55分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第625号

愛知県豊田市住吉町前邸88番地
債務者 岩月 大行

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高桑 美奈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第229号

長野県松本市大字笹賀7427番地
債務者 赤羽 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤田 若菜
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第1234号

京都市山科区大塚南溝町45番地の12
債務者 じろく亭こと 初瀬 宏樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩見 卓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1321号

神戸市中央区南本町通5丁目1番9-305号、
前住所京都市伏見区羽束師鴨川町343番地の7

- 債務者 下田 真
- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 神子 貴士

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第949号

大阪市生野区巽北3丁目3番21号 中山方
債務者 中附 太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大谷 智恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5258号

大阪府池田市渋谷1丁目13番31号
債務者 高瀬 良美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石塚 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第57号

山口県下松市生野屋2丁目4番8号
債務者 八木 涼志

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 隆弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで
山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第775号

埼玉県越谷市花田6丁目7番地22
債務者 宇田川正美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斉藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第776号

埼玉県越谷市花田6丁目7番地22
債務者 宇田川雪子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斉藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第418号

岐阜市福光南町16番11-202号(村井レジデンス)
債務者 森 文昭

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 貴弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第28号

山口県萩市大字明木3006番地1
債務者 筒口 裕二

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 亨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
山口地方裁判所萩支部

令和7年(フ)第355号

埼玉県行田市大字持田1655番地3 アイリスT・D102号
債務者 原野 鈴奈

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白根 心平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第56号

福井県敦賀市呉羽町3番1号 松島荘203号、
住民票上の住所福井県三方上中郡若狭町井崎第42号14番地

- 債務者 井上 椋聖
- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 元山 詩菜

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第282号

沖縄県宜野湾市嘉数1丁目16番10号 A-9
債務者 大宜見健次

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島袋 達志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第69号

三重県松阪市飯南町横野1243番地
債務者 杉本園芸こと 杉本 充

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村瀬 勝彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
津地方裁判所松阪支部

令和7年(フ)第5294号

大阪市港区市岡1丁目18番6号
債務者 堤 飛翔

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 和哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5722号

大阪府大東市諸福5丁目5番11号、前住所大
阪府東大阪市日下町6丁目5番37号

- 債務者 武田 肇
- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 濱 和哲
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1027号

大阪府富田林市川面町1丁目8番16号
債務者 岡 紗也子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高江洲ひとみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第193号

和歌山市加納272番地4
債務者 中田 勇造

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 拓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第414号

岐阜市曾我屋1712番地
債務者 藤田 詩織

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山科正太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第2756号

愛知県知多市寺本台4丁目5番地の2 B棟
債務者 井上友美子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 悠
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2550号

大阪市浪速区稲荷2丁目1番23-617号
債務者 中岡 沙貴(旧姓遠田)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 彩子
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4477号

大阪府東大阪市鴻池徳庵町2番15-802号
債務者 野原健太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戀田 剛
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5054号

大阪府東大阪市横小路町6丁目2番30号
債務者 荒木 友美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堂山 健
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5223号

大阪市生野区生野東3-3-23 朝日生野病院、住民票上の住所大阪府東大阪市荒本1丁目9番B-704号
債務者 鹿毛 春男

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 檜垣 建太
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第1816号**

札幌市中央区南6条東1丁目7番地 シルキーU6. 1-902号
債務者 徳田 奈緒

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2008号

札幌市白石区川北2251番地2
債務者 尾久 和也

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2013号

札幌市白石区東札幌5条5丁目7番17号 高山ビル302号
債務者 松尾 加奈(旧姓吉田・渡辺)

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2068号

札幌市白石区菊水7条1丁目2番1-405号
債務者 菊池 兼椰

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2102号

札幌市白石区栄通20丁目8番5号 シャレード藤S-201号
債務者 五十嵐 隆

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2107号

札幌市北区西茨戸2条1丁目12番7号、申立時の住所札幌市北区新川2条2丁目12番14-3号 ニューリバー22II-201号
債務者 佐藤 公哉

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第637号

神奈川県座間市入谷西5-6-10 わおんかながわ入谷西、住民票上の住所東京都町田市つくし野4丁目29番地36

債務者 高橋 望海

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第664号

相模原市南区新磯野2313番地1第一30街区1ヘーパルメゾン夢102

債務者 廣瀬 沙彩

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第666号

相模原市中央区富士見4丁目8番8号 チェリーハウス202

債務者 伊藤由美子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第201号

新潟県長岡市堀金1丁目5番6号

債務者 仲村 崇範

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第324号

静岡県裾野市茶畑1332番地の67
債務者 渡邊 智美

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第282号

長崎県長崎市風頭町29番20号 石川アパート102
債務者 歳田 省三

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第108号

山形県米沢市舘山2丁目3番54号
債務者 遠藤 勇次

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第437号

函館市西旭岡町1丁目30番地11
債務者 舘山 里美

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第440号

函館市鍛冶1丁目13番7号 メゾンマスタ201号室
債務者 佐藤 絹子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第442号

函館市上湯川町5番28-204号
債務者 正津 紀子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第224号

山形市城西町5丁目10番30号
債務者 大戸 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月14日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2019号

埼玉県川口市芝富士1丁目16番14号 芝富士アパート101号、旧住所茨城県下妻市皆葉1636番地2
債務者 星 雄亮

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第76号

北海道美唄市字美唄1440番地40(南美唄町下10条6丁目) 左12号
債務者 後藤 春香

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第61号

岩手県久慈市長内町9地割19-5 マリンハイツA101、住民票上の住所岩手県盛岡市永井20地割17番地88
債務者 白澤 明良

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第185号

群馬県館林市足次町31番地の2
債務者 村田 愛美

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第2630号

名古屋市中区泰明町3丁目1番地の1 泰明荘6棟304号
債務者 桐生 茂

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第290号

福岡県久留米市田主丸町殖木312番地1
シャロムふえきA棟106号
債務者 黒木 謙次

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第362号

茨城県久慈郡大子町大字大生瀬4619番地3
債務者 齋藤 恒

- 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第404号

茨城県小美玉市羽鳥2654番地27 桜井住宅3号
債務者 小野 孝之

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第713号

埼玉県春日部市谷原新田2083番地 春日部谷原新田住宅4-205号
債務者 甲斐 征男

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第384号

埼玉県行田市大字利田497番地
債務者 秋山 智子(旧姓北城)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第810号

川崎市多摩区菅5丁目7番40号 カーサレヴィ 203
債務者 相良 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第1691号

札幌市西区二十四軒4条5丁目3番2号
キャロム24軒B-1号
債務者 木元 正崇

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1897号

札幌市東区北10条東9丁目1番2-614号
債務者 下田 信也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1969号

札幌市白石区北郷4条10丁目1番26号 メイ
ブルコート203号
債務者 遠藤 義尋

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2006号

札幌市東区北11条東9丁目2番21-101号
債務者 春原 真一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2007号

札幌市東区北13条東14丁目4番1-102号、
申立時の住所札幌市東区北11条東9丁目2番
21-101号
債務者 春原 友希

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2088号

札幌市西区平和3条9丁目3番5号
債務者 西田祐美子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2106号

札幌市東区本町2条1丁目1番24号 川村ハ
ウスA1号
債務者 松原 美希

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2139号

北海道石狩市花川南3条4丁目276番地 ル
ミエール花川南202号
債務者 高橋 邦治

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2148号

札幌市厚別区厚別東4条8丁目16番7-211
号
債務者 佐藤 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2240号

札幌市厚別区大谷地東5丁目7番10号 大谷
地病院
債務者 柏倉千賀子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2245号

札幌市手稲区前田4条5丁目1番4号 クリ
スタルパーク45-202号
債務者 山本 浩美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2266号

札幌市北区新琴似7条13丁目5番15-403号
債務者 小黑 真由(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2289号

札幌市北区新琴似5条14丁目6番9号
債務者 中野 朋美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第324号

茨城県笠間市鴻巣525番地20 コーポ友部203
債務者 和田 龍翔

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第381号

群馬県前橋市石倉町5丁目20番地7 ファ
ミールマジスタ西棟 2-A号
債務者 勝間田健志

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第199号

群馬県太田市由良町733番地
債務者 石井 ミヨ(旧姓菅野)

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第264号

群馬県高崎市上佐野町786番地 市住2棟214
号、前住所群馬県高崎市大八木町1775番地
債務者 大内 孝二

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第268号

群馬県高崎市江木町1437番地7
債務者 青柳 友和

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第111号

岐阜県瑞浪市陶町猿爪657-34 岐阜県立サニーヒルズみずなみ、住民票上の住所岐阜県加茂郡七宗町上麻生2728番地1
債務者 鈴木 章仁

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（フ）第387号

静岡県三島市（若松町）4305番地の41 Kメゾン33、前住所静岡県沼津市三園町5番43-802号
債務者 横山田鶴子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第400号

静岡県裾野市二ツ屋91番地の2 エスポワールSK-A-302
債務者 秋葉周太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第401号

静岡県裾野市二ツ屋91番地の2 エスポワールSK-A-302
債務者 秋葉 沙織

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第52号

京都府与謝郡与謝野町字滝2311番地
債務者 小田さとみ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

令和7年（フ）第32号

京都府舞鶴市字野村寺200番地5
債務者 横田 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年（フ）第916号

堺市堺区熊野町東4丁3番11号 山本ハイツ301号
債務者 橋本 薫（旧姓松浦）

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第947号

堺市南区新檜尾台3丁3番14-207号
債務者 山根 繁代

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第266号

奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目27番1-301号
債務者 平野 晃記

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第446号

鹿児島市下福元町3340番地1 ときわの丘、前住所鹿児島市東谷山1丁目30番22号 上国料アパート201号
債務者 長友眞知子

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第499号

鹿児島市上福元町5890番地1 市住8025
債務者 岩元 有希

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第513号

鹿児島県西之表市西之表12123番地
債務者 竹野 香

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第525号

鹿児島市光山1丁目23番1号
債務者 中原 忍

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第179号

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎土川23番地7
債務者 千葉 志津

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年（フ）第2311号

神奈川県高座郡寒川町宮山3581番地1 ロイヤル宮山202号
債務者 片倉 憲子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第2440号

神奈川県高座郡寒川町大曲3丁目17番12号
債務者 富山加奈子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2580号

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北4丁目12番27号
CINQ BONHEUR 201

債務者 小林 美雪

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2670号

横浜市青葉区荏田町450番地1 ソーシャル
アパートメント江田410

債務者 儀間 朝有

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第294号

金沢市野町2丁目2番21号 メゾットハウス
N1号

債務者 押田実智也

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第303号

金沢市幸町24番15号 リバーサイドハイツ
402号

債務者 依田 良治

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1341号

京都府長岡京市長岡1丁目47番6号 クリオ
にしぐち 303

債務者 松村 光祥

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第1410号

京都府八幡市男山泉18番地18 鹿野ハイツ東
102号

債務者 西村 勇

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第263号

兵庫県伊丹市中央4丁目6番3号 中尾ビル
205号、前住所兵庫県宝塚市山本野里1丁目
6番5-103号

債務者 木香 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年(フ)第256号

神戸市西区井吹台西町1丁目2番地 2-
701号、前住所神戸市須磨区妙法寺字ぬめり
石337番地の1 グリーンハイツ406号

債務者 松田 寛子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第47号

兵庫県淡路市生田田尻804番地

債務者 高田 和子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第282号

福島県郡山市新屋敷2丁目73番地の7

債務者 加藤 汐香

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第5407号

大阪市中央区久太郎町1丁目5番10-501号
プライムアーバン堺筋本町

債務者 三谷 大貴

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5444号

大阪市城東区中央1丁目5番16号 シカタマ
ンション 303

債務者 藤本 友紀

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5471号

大阪府枚方市樋之上町9番1-812号

債務者 宮本 保次

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5561号

大阪府寝屋川市高柳6丁目5番5号(402号)
ビルトーエイ

債務者 榎本 優希

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5590号

大阪府東大阪市楠根3丁目12番11号、前住所
大阪府東大阪市西堤本通東3丁目5番17号
イシイハイツ 203

債務者 松尾紀子こと BOKJEON FU
KUDA GIJA NORIKO 福田
紀子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5610号

大阪府箕面市粟生外院2丁目6番18-102号

債務者 小林知江美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5631号

大阪市淀川区新高6丁目12番16号 白樺荘
201号、前住所大阪市淀川区新高5丁目4番
13号

債務者 和光青写真工業社こと 南 保男

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5657号

大阪市住吉区長居西1丁目12番28号 コーポ
イン長居B棟 202号

債務者 柿崎 大輔

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5708号

大阪市大正区泉尾1丁目37番22号 内野パー
クマンション 101号

債務者 森本 末男

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5746号

大阪市平野区瓜破東2丁目5番6-307号

債務者 小林 広明

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5774号

大阪府大東市扇町1番18号 スズランハイツ
206号、前住所大阪府大東市諸福3丁目4番
5号 グレースモリモト205号

債務者 福岡真由美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5818号

大阪府門真市古川町2番18号

債務者 鳥飼 武

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5820号

大阪府城東区諏訪4丁目14番7号

債務者 田中まさえ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第87号

福岡県田川市大字伊田5015番地 松原1区

松原第一団地112-2-7

債務者 山崎 稜太

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第133号

佐賀県嬉野市塩田町大字真崎1758番地1

債務者 藤山久美子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第123号

栃木県栃木市日ノ出町15番10-811号 ビ
レッジハウス栃木日ノ出タワー

債務者 菅野 高徳

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第148号

鹿児島県伊佐市大口里1651番地 小水流団地
1-1、前住所鹿児島県始良郡湧水町尾原
195番地5

債務者 神田 冴夏

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第151号

鹿児島県霧島市隼人町住吉1457番地10

債務者 原 香織

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第322号

青森市大字清水字浜元187番地40

債務者 坂本 拓哉

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第310号

神奈川県厚木市旭町2丁目11番10-504号

債務者 松元 美和

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第18号

熊本県阿蘇郡南小国町満願寺6561-1 204
号、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町旭南
23番7号 グリーンヒルズ旭C-202

債務者 門脇 耕介

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時30
分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年1月27日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和7年(フ)第4806号

大阪府四條畷市岡山東2丁目1番7号 忍ヶ
丘マンション201

債務者 中田 麻耶

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年2月13日午後1時30
分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4926号

大阪市天王寺区大道3丁目8番7-601号

債務者 松沢こと 松澤 友樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年2月6日午後1時30
分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5299号

大阪市東成区大今里3丁目26番22—508号
債務者 長澤 彩花

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年2月6日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5594号

大阪市西区新町2丁目3番13—205号
債務者 長野 元樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年2月3日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結**令和6年（フ）第124号**

（最後の住所）茨城県常陸太田市宮本町456番地の7
破産者 亡内田幸子相続財産

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所

令和7年（フ）第22号

埼玉県深谷市江原74番地
破産者 有限会社小林自動車商会

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第195号

埼玉県深谷市上柴町東1丁目16番地6
破産者 株式会社RaveTrip

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年（フ）第2095号

岐阜県本巣市上真桑2258番地の41
破産者 有限会社シンケン

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第529号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
破産者 株式会社キタヒコ

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第303号

広島県福山市南手城町2丁目1番30号
破産者 有限会社鎌倉電設

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年（フ）第40号

愛媛県今治市中寺字中河原1015番地4
破産者 有限会社安野産業

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所今治支部

令和6年（フ）第1959号

東京都世田谷区経堂2—17—6 FLEUR 経堂2F、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区桜上水二丁目6番23号
破産者 株式会社丸喜

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第978号

東京都立川市上砂町5—79—11アネックス立川ビル1階

破産者 株式会社ENGAWA

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年（フ）第146号**

栃木県宇都宮市下戸祭1丁目9番19号
破産者 半田 富夫

- 1 決定年月日 令和7年11月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年（フ）第79号

福岡県豊前市大字今市111番地1（開始決定時の住所：福岡県豊前市青豊12番地5 コーポ篠田C棟）

破産者 梅田 輝敏

- 1 決定年月日 令和7年11月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年（フ）第37号

福岡県行橋市大橋1丁目1番20号 ファミール今川202号

破産者 鹿島 英樹

- 1 決定年月日 令和7年11月20日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和6年（フ）第778号

埼玉県新座市東2丁目2番16号、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字西方2975番地1837

破産者 福田 悠一

- 1 決定年月日 令和7年11月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年（フ）第365号

鹿児島市和田1丁目50番12号 ウィンディア川路202号

破産者 児玉 純孝

- 1 決定年月日 令和7年11月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第737号

札幌市中央区南7条西6丁目2番地2 ヘルサエレンシア1002号

破産者 山崎 伸

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年（フ）第17号

宮城県気仙沼市河原田1丁目1番3号
破産者 斉藤 克己

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年（フ）第29号

山形県米沢市通町6丁目16番9号 レフィナード105号室、前住所山形県米沢市舘山1丁目1番137-6号

破産者 太田美喜子

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和7年（フ）第23号

埼玉県深谷市田谷162番地6

破産者 小林 シマ

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第24号

埼玉県深谷市上柴町西3丁目11番地3 YKゴールデンⅡ-202号

破産者 小林 純子

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（フ）第478号

川崎市宮前区鷺沼1丁目25番地1 アーベル鷺沼 403

破産者 福井 智子

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年（フ）第2096号

岐阜県本巣市上真桑2258番地41

破産者 辻本 慎一

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第786号

愛知県小牧市大字本庄2614番地143

破産者 小澤 六夫

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第270号

岡山県倉敷市老松町5丁目615-2 シャン・ド・レギュム405、住民票上の住所広島県福山市神辺町字十三軒屋111番地1

破産者 若林 健勇

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年（フ）第41号

愛媛県今治市南日吉町3丁目3番51号

破産者 安野 健一

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和6年（フ）第23号

北海道室蘭市宮の森町2丁目1番38号、前住所北海道室蘭市水元町21番16号

破産者 山田 聖治

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年（フ）第1222号

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1912番地の92 吉浜老人ホーム

破産者 菅原 幹隆

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第1729号

神奈川県大和市中央林間1丁目18番18号 ドミール中央林間101

破産者 江村 智士

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年（フ）第125号

神奈川県海老名市下今泉1丁目14番76号 いずみコーポ202

破産者 青木 伸浩

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第319号

神奈川県伊勢原市高森7丁目835番地の1 ヴィラ・ファミリーユ303号

破産者 小野 広克

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第8号

福岡県八女市蒲原1346番地2 ラフレ102号、開始決定時の住所福岡県八女市本村470番地6

破産者 中島 卓美

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和6年（フ）第71号

鹿児島県霧島市国分中央1丁目9番35号、開始決定時の住所熊本県八代市弥生町11番地4

破産者 大石 雄一

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和4年（フ）第344号

鹿児島市中町7番1号

破産者 中町中央ビル不動産株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月20日午前10時30分
令和7年11月21日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年（フ）第736号

（最後の住所）堺市堺区海山町5-207-5 三宝マンションA棟1階103号室、住民票上の住所堺市堺区香ヶ丘町1丁目12番8号

破産者 被相続人亡理容大野こと 大野信和相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年2月3日午前11時
令和7年11月25日
- 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年（フ）第16号

宮城県気仙沼市潮見町2丁目146番地2
破産者 株式会社カネマ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月24日午前11時
令和7年11月25日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和7年（フ）第189号

兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の14 T
Aハイツ19号

破産者 宮本組こと 宮本 高志

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月17日午前11時30分
令和7年11月25日

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年（フ）第1216号

広島市佐伯区湯来町大字下2888番地
破産者 吉本 光義

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月27日午前11時
令和7年11月25日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1104号

札幌市西区西野5条1丁目7番15号 バンク
リバー202号

破産者 宮下 優子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月18日午後2時30分
令和7年11月25日

札幌地方裁判所民事第4部

破産債権の届出期間及び一般調査期間**令和6年（フ）第108号**

宮城県都城市志比田町4737番地1 パレスイ
ケダⅡ205、前住所宮崎県都城市乙房町1797
番地5

破産者 佐藤 直樹

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
- 2 一般調査期間 令和8年2月6日から令和8
年2月12日まで

令和7年11月26日 宮崎地方裁判所都城支部

令和3年（フ）第777号

大阪市西区新町1丁目3番12号
破産者 株式会社三日月百子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで
- 2 一般調査期間 令和8年4月28日から令和8
年5月12日まで

令和7年11月20日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな
い。

令和7年（フ）第364号

宮崎市吉村町浮之城甲54番地4 ミーテⅡ
101号

破産者 和田孝一朗

異議申述期間 令和8年1月7日まで

令和7年11月26日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第3834号

大阪府交野市森北1丁目36番7号
破産者 八洲不動産販売株式会社

異議申述期間 令和8年1月20日まで

令和7年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第301号

鹿児島市紫原6丁目38番14号 第2米山ハイ
ツ301号

破産者 小嶋 幹彦

異議申述期間 令和8年1月20日まで

令和7年11月25日

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

特別清算開始**令和7年（ヒ）第2090号**

東京都新宿区西新宿6丁目11番3号Dタワー
西新宿10階
清算株式会社 株式会社century

代表清算人 水原 祥吾

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第2091号

東京都新宿区西新宿3丁目7番1号
清算株式会社 株式会社アリアドネ・インター
ナショナル・コンサルティング

代表清算人 松井 欣也

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第2095号

東京都渋谷区神宮前1丁目6番地15号原宿
ジュネスビル2階
清算株式会社 株式会社CRSODA

代表清算人 星野 雄司

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第1008号

横浜市神奈川区新子安1丁目32番5号
清算株式会社 SK興産株式会社

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（ヒ）第18号

徳島県徳島市上八万町西山1333番地
清算株式会社 株式会社T S企画

代表清算人 岡田 宏

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

徳島地方裁判所民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第10002号**

仙台市青葉区作並字元木16番地
清算株式会社 株式会社Y I管財

- 1 決定年月日 令和7年11月20日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（ヒ）第3023号

大阪府泉佐野市南中樫井672番地1
清算株式会社 佐野第一交通株式会社

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（ヒ）第11号

徳島県徳島市川内町沖島600番地
清算株式会社 株式会社F Sサービス

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年（ヒ）第14号

徳島県徳島市津田海岸町5番43号
清算株式会社 株式会社ケイエス

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第3号**

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地3
清算株式会社 SW株式会社

代表清算人 林田 安世

- 1 決定年月日 令和7年11月20日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権
（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全
額の免除を受ける。

記

① 株式会社紅乙女造

② 福岡県信用組合

③ 筑後信用金庫

④ 株式会社日本政策金融公庫

⑤ アピロ才債権回収株式会社

⑥ 福岡県信用保証協会

以上

福岡地方裁判所久留米支部

再生計画認可**令和7年（再）第3号**

名古屋市西区上小田井1丁目348番地の1
再生債務者 小泉 敦資

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再
生計画には、民事再生法202条2項各号に該当
する事由はない。

令和7年11月20日

名古屋地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第32号

兵庫県川西市水明台1丁目5番地の16
再生債務者 よろず屋まるまること 森岡 俊和

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月12日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年(再イ)第25号

長野市大字南長野妻科927番地7
再生債務者 渡辺 麻理

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第52号

岐阜県下呂市金山町祖師野499番地2
再生債務者 國光 美奈

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第297号

名古屋市南区鶴里町2丁目46番地の3
再生債務者 福地 靖広

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第247号

札幌市西区発寒10条2丁目1番21-403号
再生債務者 久保 和樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第41号

青森市矢作1丁目14番5号
再生債務者 白川 貴雄

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月7日まで

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第39号

福島県郡山市大槻町字下西田103番地の8
ウエザーコック106号
再生債務者 富樫 永明

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第48号

神奈川県厚木市温水西2丁目33番27号
再生債務者 佐藤 正則

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第36号

滋賀県東近江市子市川原町728番地20
再生債務者 山口 泉

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第26号

鳥取県米子市日久美町26番地4 フロアールコトブキ205号

再生債務者 矢曳 剛

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月7日まで

鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(再イ)第24号

福岡県行橋市行事2丁目5番29号
再生債務者 徳永 圭吾

- 1 決定年月日時 令和7年11月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月24日から令和8年1月5日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

令和7年(再イ)第34号

栃木県小山市大字南半田1835番地2
再生債務者 町田 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年11月20日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月19日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第9号

奈良市登美ヶ丘6丁目8番13号
再生債務者 西尾 高治

- 1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第112号

仙台市宮城野区中野字寺前14番地の3
再生債務者 戸ヶ瀬 勉

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第118号

宮城県塩竈市錦町18番17号
再生債務者 高橋 唱

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第157号

神奈川県茅ヶ崎市小和田3丁目15番63号 アクセス辻堂 106
再生債務者 横田 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第175号

横浜市神奈川区羽沢町947番地1 宮向団地3街区5号棟303号室
再生債務者 橋本 喜命

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第209号

横浜市港北区日吉本町2丁目38番6号 レオーネ日吉203
再生債務者 木暮知佐子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第38号

山梨県甲府市下飯田1丁目10番14号 ムラマツ8

再生債務者 日吉 留美

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月27日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第123号

京都市中京区壬生東高田町16番地

再生債務者 高井 賢二

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第428号

大阪府東大阪市森河内東1丁目38番4号

再生債務者 野村 夕子

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第477号

大阪府高槻市津之江町3丁目29番1-203号

再生債務者 松尾あゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月14日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第141号

兵庫県三木市志染町東自由が丘1丁目642番地

再生債務者 伏川 篤志

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第41号

和歌山市納定61番地21

再生債務者 崎山はつえ

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月20日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第6号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2677番地の8

再生債務者 森 吉孝

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月20日まで

和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(再イ)第120号

広島市東区中山南1丁目15番7号

再生債務者 大本 隆史

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第19号

広島県竹原市竹原町2239番地3

再生債務者 赤石 剛

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

広島地方裁判所呉支部

令和7年(再イ)第11号

広島県三原市明神3丁目19番17-101号

再生債務者 松永 武弘

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(再イ)第15号

山口県防府市大字牟礼2149番地の2

再生債務者 堀 愛

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再イ)第35号

徳島県徳島市佐古八番町2番1-17号

再生債務者 井上 聡

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第38号

徳島県徳島市新浜本町1丁目2番14号

再生債務者 平岡 宏基

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第40号

徳島県板野郡北島町中村字稗畑27番地7

再生債務者 安孫子一郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月6日から令和8年1月13日まで

徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第13号

福岡県八女郡広川町大字新代1389番地41

再生債務者 那須 幹夫

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和7年(再イ)第26号

北海道北斗市追分1丁目10番10号 ボヌールB 202号

再生債務者 井川 潤一

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月27日まで

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第15号

宮城県白石市字清水小路15番地1

再生債務者 渡邊 楓

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月21日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第21号

茨城県北茨城市華川町白場121番地39

再生債務者 高野 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月28日まで

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(再イ)第148号
 横浜市瀬谷区宮沢3丁目13番地1
 再生債務者 山口 栄二

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第40号
 新潟県見附市本所1丁目13番40号
 再生債務者 田西 徹

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月28日まで
 新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第13号
 新潟県上越市加賀町2番14号
 再生債務者 北島 昌樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月28日まで
 新潟地方裁判所高田支部

令和7年(再イ)第47号
 静岡県三島市沓町田41番地の7 県営沓町田やまがみ団地6-304
 再生債務者 奥村 栄司

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再イ)第11号
 三重県亀山市西町465番地
 再生債務者 福島 公乙

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月14日まで
 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第25号
 佐賀県杵島郡白石町大字遠江3003番地
 再生債務者 鐘ヶ江賢二

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで
 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第28号
 佐賀県杵島郡白石町大字横手2186番地6
 再生債務者 島ノ江弥生

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで
 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第9号
 熊本県葦北郡芦北町大字田浦3740番地1
 再生債務者 山下 和博

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月16日まで
 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(再イ)第76号
 川崎市宮前区有馬7丁目1番23-301号 鷺沼レジデンス
 再生債務者 鈴木 駿也

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年(再イ)第71号
 横浜市栄区元大橋2丁目31番18号
 再生債務者 宇野 剛史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月10日まで
 令和7年11月26日
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第149号
 横浜市磯子区磯子2丁目20番51号 ドルフ安藤橋201号
 再生債務者 吉間 文明

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月10日まで
 令和7年11月26日
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第155号
 千葉県緑区あすみが丘6丁目36番地9
 再生債務者 関根 美樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月12日まで
 令和7年11月25日
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第4号
 岩手県二戸郡一戸町一戸字田中66番地1
 再生債務者 興羽 昭彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(再イ)第35号
 群馬県前橋市高井町1丁目4番地10
 再生債務者 星子マルセロこと HOSHIK O MARCELO

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第219号
 埼玉県岡市篠津1990番地3
 再生債務者 齊藤真由美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月7日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第108号
 埼玉県さいたま市緑区大字中尾666番地28
 再生債務者 小林 里和

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第149号
 埼玉県朝霞市岡3丁目1番21-207号
 再生債務者 駒井 大樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第2号
 埼玉県草加市手代2丁目27番1-1006号
 再生債務者 鈴木 明夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
 令和7年11月25日
 さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第46号

川崎市高津区下作延5丁目8番1—306号
下作延中住宅

再生債務者 梶本 輪

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第65号

静岡市駿河区広野6丁目2番13号

再生債務者 鈴木 京

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第33号

福岡県三井郡大刀洗町大字富多1307番地7

再生債務者 長野 光雄

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再イ)第22号

栃木県那須郡那須町大字高久乙586番地426

再生債務者 關根 邦泰

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第5号

石川県羽咋郡宝達志水町菅原ク6番地28

再生債務者 江野 百歌

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日

金沢地方裁判所七尾支部

令和7年(再イ)第14号

愛知県碧南市山神町5丁目2番地

再生債務者 熊野英太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年6月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第51号

愛知県高浜市田戸町3丁目1番地23(レオパレス田戸Ⅱ304号室)(前住所)滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2911番地 びわこ寮N1棟314号

再生債務者 野上 知沙

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第27号

愛知県豊橋市西山町字西山149番地46

再生債務者 小野田辰巳

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(再イ)第3号

兵庫県養父市上野925番地1

再生債務者 奥 隼男

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月27日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月19日まで
令和7年11月21日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第19号

奈良県葛城市勝根76番地

再生債務者 高松 央

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月19日まで
令和7年11月21日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第22号

奈良県大和高田市片塩町10番7号 ジュピター-202号

再生債務者 高田虎太郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月19日まで
令和7年11月21日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(再イ)第52号

愛知県岩倉市西市町竹之宮34番地4 栄ハイツⅡ101号

再生債務者 村瀬 昌志

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年10月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第218号

大阪府高槻市竹の内町8番28号

再生債務者 田原 靖士

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第219号

大阪府東大阪市荒本西3丁目4番15—506号

再生債務者 坂口 有宏

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月11日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第388号

大阪府八尾市山本町北4丁目7番19号

再生債務者 山下 英則

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第394号

大阪府門真市浜町15番8号

再生債務者 小林 泰弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第22号

奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目23番5号

再生債務者 戸田 憲一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第36号

奈良市六条西5丁目4番15号

再生債務者 畑 あゆみ(旧姓高田)

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月17日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第3号

沖縄県国頭郡国頭村字奥間1927番地

再生債務者 小林さつき

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日

那覇地方裁判所名護支部

令和7年(再イ)第181号

札幌市中央区南7条西9丁目1026番地7 カ

サブランカ107号

再生債務者 原田 樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月14日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月24日まで
令和7年11月26日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第1号

北海道苫小牧市ウトナイ北7丁目3番7号

再生債務者 福澤 恒司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年12月24日まで
令和7年11月26日

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年（再イ）第20号

釧路市芦野2丁目12番3101号
再生債務者 嶋田 一之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで
令和7年11月26日 釧路地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第11号

茨城県日立市小木津町3丁目6番5-203号
再生債務者 鈴木 和美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日 水戸地方裁判所日立支部

令和7年（再イ）第25号

兵庫県川西市けやき坂3丁目8番地の8
再生債務者 伊崎 真理

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和7年（再イ）第58号

岡山市中区さい30番地1 ディアス30 C棟102号室
再生債務者 藤森 龍太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第3号

鹿児島市真砂町73番7号
再生債務者 大田 祥平

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第25号

新潟県燕市吉田下町9番16号
再生債務者 渡邊 清文

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第16号

鳥取県西伯郡大山町富長419番地9
再生債務者 杉原 妃南

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日 鳥取地方裁判所米子支部

令和7年（再イ）第12号

鹿児島県始良市鍋倉136番地6
再生債務者 武島 浩成

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで
令和7年11月21日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年（再イ）第19号

青森市浪岡大字郷山前字上野56番地3（開始決定時住民票上住所）青森県五所川原市大字小曲字沼田7番地2平山ハイツ202
再生債務者 工藤 慎司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月21日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月24日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで
令和7年11月26日 青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年（再イ）第43号

愛媛県松山市久保240番地21
再生債務者 石崎 弘晃

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年11月26日 松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年（再口）第1号

千葉県大網白里市富田2113番地76
再生債務者 由利 貴嗣

- 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再口）第3号

青森県弘前市大字山道町12番地1 メゾン山道203号
再生債務者 工藤 菜摘

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和7年（再口）第5号

千葉県八千代市ゆりのき台6丁目13番地4 グランクール201号室
再生債務者 井戸端康徳

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月12日まで
令和7年11月25日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再口）第3号

神戸市北区藤原台北町1丁目6番6号
再生債務者 大戸 真一

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月5日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月16日まで
令和7年11月25日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年（再口）第2号

福島市伏拝字田中16番地の3
再生債務者 梅津真由美

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月11日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月17日まで
令和7年11月26日 福島地方裁判所

令和7年（再口）第1号

群馬県高崎市日光町3番地 ポレストアープロードシティ日光町608号
再生債務者 大野 泰之

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（再口）第9号

大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘6丁目20番地の7
再生債務者 大植 淳次

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年12月23日まで
令和7年11月25日
大阪地方裁判所第6民事部

給与所得者等再生による再生計画認可**令和7年(再口)第11号**

埼玉県新座市西堀2丁目15番87-4号

再生債務者 松井伸太郎

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年11月25日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再口)第5号

京都市山科区四ノ宮神田町36番地3 ハーモ

ニーテラス四ノ宮神田町101

再生債務者 小西 英司

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和7年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年11月26日

京都地方裁判所第5民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(子)第11号

愛媛県四国中央市川之江町余木569番地

申立人 株式会社グリーンフォレスト

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北海道中川郡本別町大字本別村字ピリベツ軍馬分厩内

所在等不明共有者 片桐 恒子

届出期間満了日 令和8年3月20日

令和7年11月20日 高松地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 高松市香川町川東上下下芦脇566番地222、566番地220
家屋番号 566番222
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 111.00平方メートル
2階 36.10平方メートル
共有者 片桐 恒子の共有持分 17分の2

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第10号

岐阜市司町40番地1

申立人 岐阜市 代表者市長 柴橋 正直

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 岐阜市北島六丁目1番12号

所有者 瀧本 明道

届出期間満了日 令和8年1月13日

令和7年11月20日 岐阜地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 岐阜市北島六丁目
地番 1番8
地目 宅地
地積 168.61平方メートル
- 所在 岐阜市北島六丁目1番地8
家屋番号 1番8
種類 居宅・店舗・事務所
構造 鉄骨造陸屋根4階建
床面積 1階 92.88平方メートル
2階 92.88平方メートル
3階 92.88平方メートル
4階 10.80平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(子)第3号

東京都港区麻布台1丁目3番1号麻布台ヒル

ズ森J Pタワー

申立人 ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 瀬棚郡今金町字日進782番地

所有者 ニノ田信次郎

届出期間満了日 令和8年1月19日

令和7年11月19日 函館地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 久遠郡せたな町北檜山区富里

地番 418番1

地目 原野

地積 4236平方メートル

令和7年(子)第1号

群馬県太田市浜町2番35号

申立人 太田市

(別紙物件目録記載1の土地について)

住所・居所 不明

所有者 大川 卯吉

(別紙物件目録記載2の土地について)

(亡大川充吉最後の住所) 群馬県新田郡北金井村47番地

所有者 亡大川充吉相続財産

届出期間満了日 令和8年1月20日

令和7年11月20日 前橋地方裁判所太田支部

(別紙) 物件目録

- 所在 太田市北金井町
地番 558番
地目 井溝
地積 287平方メートル
- 所在 太田市北金井町
地番 574番
地目 井溝
地積 495平方メートル

令和7年(子)第3号

岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3495番地127

申立人 安江 奈月

(最後の住所) 岐阜県加茂郡東白川村神土585番地の3

所有者 田口 哲彦

届出期間満了日 令和8年1月20日

令和7年11月20日 岐阜地方裁判所御嵩支部

(別紙) 物件目録

- 所在 加茂郡白川町上佐見字細野
地番 7151番
地目 山林
地積 29090平方メートル
- 所在 加茂郡白川町上佐見字細野
地番 7152番
地目 山林
地積 6350平方メートル

令和7年(子)第26号

名古屋市西区五才美町272番地の1

申立人 木村 渉

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 名古屋市中村区中村本町一丁目104番地の3

所有者 迫川マズエ

届出期間満了日 令和8年1月19日

令和7年11月19日 名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 所在 名古屋市中村区中村本町一丁目
地番 104番3
地目 宅地
地積 33.94平方メートル
- 所在 名古屋市中村区中村本町一丁目
地番 105番3
地目 宅地
地積 42.41平方メートル

令和7年(子)第2号

大阪市北区中之島3丁目6番16号

申立人 関西電力送配電株式会社

住所・居所 不明

所有者 余田 清蔵

届出期間満了日 令和8年1月20日

令和7年11月20日 神戸地方裁判所柏原支部

(別紙) 物件目録

- 所在 丹波市市島町上鴨阪字小赤保
地番 2147番2
地目 畑
地積 125平方メートル

令和7年(子)第3号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

住所・居所 不明
(亡日本敬後の最後の住所) 鳥取県益田市飯浦町居287番地1

(亡日本敬後の登記簿上の住所) 鳥取県益田市飯浦町居287番地1

所有者・共有者 亡日本敬後相続財産
届出期間満了日 令和8年1月9日

令和7年11月18日 松江地方裁判所益田支部
(別紙) 物件目録

1 所在地 鳥取県益田市飯浦町
地番 1232番1

地目 山林
地積 7310平方メートル

2 所在地 鳥取県益田市飯浦町
地番 1313番1

地目 山林
地積 235平方メートル

3 所在地 鳥取県益田市飯浦町
地番 1313番5

地目 雑種地
地積 138平方メートル

上記1から3の
所有者 山本 敬俊 相続財産

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は甲及び丙は令和七年十一月二十七日付、官報(号外第二五九号)一三四頁、乙は一二八頁に、それぞれ掲載しております。

令和七年十二月四日

札幌市中央区北十条西二十四丁目二番一五号
(甲) 株式会社ナカミ薬局
代表取締役 中島 久司

札幌市中央区北十一條西二十四丁目一番六号
(乙) 北海道ジェネリック株式会社
代表取締役 中島 久司

青森県青森市大字安田字近野一番地二四八
(丙) 株式会社みちのくジェネリック
代表取締役 中島 久司

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

組織変更後の商号は株式会社HOMIESとし、効力発生日は令和八年二月一日です。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

札幌市中央区南一条西九丁目五番地一札幌19ビル六階
Miko合同会社
代表社員 今井 宏哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

北海道札幌市中央区南二条西五丁目三一
RMBld.七〇一
Vitalrise合同会社
代表社員 土岐 悠大

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三九番一〇号渋谷ウエストビル一階
ネクストワン合同会社
代表社員 武田 吉正

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社Anchorとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都世田谷区深沢八丁目一〇番五号
合同会社Anchor
代表社員 福西 崇史

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

東京都杉並区西荻南二丁目二五番地一一
合同会社fons
代表社員 泉山恵美子

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

神戸市垂水区小束台東八一五
合同会社SOAR
代表社員 富田 翔

組織変更公告

令和八年一月七日、当社は株式会社組織変更す。債権者の異議申出期間は本公告掲載翌日から一箇月以内。

兵庫県加古川市加古川町河原四六八番地の五四 合同会社石腕 代表社員 関和仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月四日

横浜市鶴見区佃野町九番二五号
合同会社ジェコ
代表社員 上田 龍介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億百五十万円、資本準備金の額を四億九千八百五十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月四日

大阪府池田市石橋四丁目一番二号
有限会社ウエゲン
代表取締役 木村 榮次

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月二十三日

掲載頁 二頁
令和七年十二月四日

山口県下関市あるかぼーと四番一号
株式会社下関ホテルマネジメント
代表取締役 的場 健生

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

秋田県由利本荘市鶴沼一三五番地の五
株式会社健康堂薬品
代表取締役 齊藤 英彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

東京都品川区大井一丁目四九番一五号
日学株式会社
代表取締役 吉田 朋弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月四日

東京都品川区大井一丁目四九番一五号
日学ホールディングス株式会社
代表取締役 吉田 朋弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月四日

横浜市南区日本大通一七番地

横浜商船運輸株式会社

代表取締役 齋藤 俊介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月四日

三重県四日市市水沢町二〇二二番地一

丸原水沢製茶株式会社

代表取締役 原 辰徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月四日

大阪府北区東天満二丁目九番一号

株式会社アイニード

代表取締役 松本 征洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年十二月四日

愛媛県西条市神拝甲三二〇番地

扶桑産業株式会社

代表取締役 渡辺 浩

株式交換につき株券等提出公告

当社は、NMT株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日

東京都中央区築地一丁目一三番一号

メドピア株式会社

代表取締役 後藤 直樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、KKH株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月四日

東京都千代田区永田町二丁目一番一号山

王パークタワー五階トラスティーズ・コン

サルディングLLP内 NMT株式会社

代表取締役 石見 陽

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市浦和区元町一丁目七番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区元町一丁目七番八号ハイツ元町二〇六

被相続人 亡 佐伯千枝子

右被相続人は令和七年七月二日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月四日

埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目一四五番地一階池上雅弘法律事務所

相続財産清算人 大熊 広恵

右代理人弁護士 池上 雅弘

新規信託分割の公告

アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む。)に基づき設定された信託につき、令和八年一月六日をもって、新規信託分割(分割効力発生日以降、かかる分割により成立する新たな信託を新規信託Iとして、二つの信託とします。)をしますので公告します。

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門二丁目二番六号 エムエル・エステート株式会社 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社

訂正公告

令和七年九月四日(号外第二〇〇号)掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、甲の住所「東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階」とあるは「東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十一月二十日掲載の資本金及び資本準備金の減少公告中、「資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し」とあるは「資本金の額を三億五千六百万円(令和七年十月三十一日時点)から二億五千六百万円減少し」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十二月四日 東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝 日比谷ビル一五階 株式会社TBM 代表取締役 山崎 敦義

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門二丁目二番六号 エムエル・エステート株式会社 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社

訂正公告

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等 アルタイ・インベストメント特定目的会社及びみずほ信託銀行株式会社間の平成十九年九月二十六日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む。)

訂正公告

また、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

訂正公告

三、新規信託分割が効力を生ずる日以降における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

訂正公告

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

訂正公告

四、連絡先 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部 電話番号 〇三―四三三五―七三七二 令和七年十二月四日 受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社

訂正公告

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役社長 笹田 賢一

訂正公告

令和七年九月四日(号外第二〇〇号)掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、甲の住所「東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階」とあるは「東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十一月二十日掲載の資本金及び資本準備金の減少公告中、「資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し」とあるは「資本金の額を三億五千六百万円(令和七年十月三十一日時点)から二億五千六百万円減少し」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十二月四日 東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝 日比谷ビル一五階 株式会社TBM 代表取締役 山崎 敦義

訂正公告

令和七年十二月四日 東京都江東区常盤二丁目九番三号ジェルメ神谷一階・地下一階 (甲) 一般社団法人日本サイバーセキュリティー・イノベーション委員会 代表理事 梶浦 敏範

訂正公告

(乙) 一般社団法人サイバー犯罪捜査・調査ナレッジフォーラム 代表理事 清水 智

訂正公告

令和七年十一月二十日掲載の資本金及び資本準備金の減少公告中、「資本金の額を一億七千六百万円から七千六百万円減少し」とあるは「資本金の額を三億五千六百万円(令和七年十月三十一日時点)から二億五千六百万円減少し」の誤りにつき訂正します。

訂正公告

令和七年十二月四日 東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝 日比谷ビル一五階 株式会社TBM 代表取締役 山崎 敦義

訂正公告

令和七年十月三十日(号外第二四四十一号)国土交通省告示第九百八十一号(進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示) (原稿誤り)

訂正公告

一四 運用時間7時30分から21時30分から20時30分まで 四〇五 運用時間7時30分から21時30分から20時30分まで 令和七年十月三十一日(号外第二四四十二号)国土交通省告示第九百九十三号(火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法を定める件) (原稿誤り)

訂正公告

五四 ページ上段終りから五行目の前に次を加える。 三 手動開放装置を設けること。 四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。 令和七年十月二十八日東北地方整備局告示第八十一号(都市計画に関する件) (原稿誤り)

訂正公告

五上 四 令和十八年 令和十三年

訂正公告

五上 四 令和十八年 令和十三年

訂正公告

五上 四 令和十八年 令和十三年